

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第2回 瑞穂市上下水道事業審議会
開催日時	令和3年11月29日(月曜日) 午後2時00分から3時50分
開催場所	瑞穂市役所 菓南庁舎2階 大会議室
議題	瑞穂市下水道事業における受益者負担金及び分担金制度について(諮問)
出席委員 欠席委員	出席委員 10名 櫻木晋一会長、清水治副会長、赤尾達也委員 菅野賢治委員、河野秀明委員、棚瀬あけみ委員 所 洋士委員、牧田佳代子委員、柳瀬秀治委員 吉田敏之委員
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 ・ <input type="checkbox"/> 非 公 開
傍聴人数	1人
審議の概要	あいさつ 議事 【会長】 委員総数10名全員の出席があり、瑞穂市上下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により審議会の成立を宣言した。 【事務局】 追加資料の説明を行った。 【会長】 では、説明について、質問や意見があれば発言願います。

【 E 委員 】

合併処理浄化槽は、3年以内に接続すると100%減免されるということですが、合併浄化槽は設置の際に補助金が出ていたと思いますが、補助金に関係なく減免するということか。

【 事務局 】

その通りです。

【 E 委員 】

市全体が公共下水道の区域になると合併浄化槽の補助金は出なくなるのか。

【 事務局 】

下水道事業計画区域内のみ補助金の対象から外れます。

【 A 委員 】

合併処理浄化槽の方は3年以内に接続すれば100%減免という方法は画期的なやり方で接続促進のPRが出来て良いのではないかと思います。

【 E 委員 】

合併処理浄化槽の方は3年を超えても下水道に接続するまでは猶予されるということで良いか。

【 事務局 】

その通りです。

【 会長 】

色々な意見を頂きましたので、2つ目の諮問について採決を行いたいと思います。賛成の方は挙手願います。

【 各委員 】

(全員挙手)

【 会長 】

それでは、諮問2について、合併処理浄化槽に対する猶予と減免の制度を答申したいと思います。続いて諮問3について議論をお願いします。

【 I 委員 】

10年後に公共下水道に切り替わったときに、新しいルールで負担をお願いしなければならない、そ

の時は市から何らかの説明が欲しい。

【事務局】

市としては、制度が変わったこと、先行して施設をご利用いただいていることの説明をし、理解していただくしかないと考えています。

【E委員】

コミュニティ・プラントが公共下水道に切り替わった時点で今の15万円の制度を残すのはおかしいと思います。

【C委員】

今まで接続していない未納の方が公共下水道に代わって安くなるのは不満が出るのではないかと思います。

【A委員】

コミュニティ・プラントは穂積町時代から進められています。市町村合併を経て制度が変わるのは仕方がないと思います。ただ、なるべく負担が少なくなるようにした方が良いでしょう。

【C委員】

案1の場合、未納者の方はどうなるのでしょうか。

【事務局】

条例が変わりませんので、そのまま接続時に15万円をお支払いいただくこととなります。

【F委員】

未接続の方は公共下水道に切り替わった際に強制的に接続することになるのでしょうか。

【事務局】

下水道法の規定が適用され、下水道への接続義務が発生します。

【会長】

予定していた時間に近づいてまいりました。本日結論を出すのは難しいと思います。事例が複雑なのでいくつかのケースに分けて体系的に整理して、議論したいと思います。次回、もう一度叩き台となる資料を作ってください判断したいと思いますがどうでしょうか。

	<p>【委員】</p> <p>(異議無し。)</p> <p>【会長】</p> <p>では、本日は時間となりましたのでこれで閉会と したいと思います。</p> <p>閉会</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市環境水道部下水道課 TEL 058-327-2114 FAX 058-327-2127 e-mail gesui@city.mizuho.lg.jp